- **1. 名称** P. UNITED (ピーユナイテッド)
- 2. **目的** 本会は、競技人口の増加、アスリートの練習環境、財政面など、それぞれに課題を持つパラリンピック中央競技団体が集まり、団体ごとの経験や知恵を共有することで、より大きな課題に取り組み、パラスポーツ全体への貢献をもって、パラスポーツの理念である共生社会の実現をより具体的に実践することを目的とする。

# 3. 主たる事業

- (1) パートナーシッププログラムの策定、パートナーシップ契約締結の促進及び実施
- (2) パラスポーツ (本会正会員団体競技)の普及、マーケティング活動に関する地域レベル及び全国 レベルでの広報活動
- (3) マーケティング活動に関する日本パラリンピック委員会等関係団体との連携
- (4) パラスポーツのマーケティング活動に関する地域の商工会議所等諸機関、地方公共団体、大学等に対する窓口創設等、アクセス改善を図るための活動
- (5) その他前各号に関連する活動

# 4. 会員

- (1) 本会の会員は、「正会員団体」と「賛助会員」の2種とする。
- (2) 正会員団体はJPC加盟団体であり、次回の夏季・冬季パラリンピック実施競技のうち、本会目的 に合致し参加の希望がある団体とする。
- (3) 賛助会員は、この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び正会員団体以外の団体とする。
- (4) 本会に正会員団体として入会しようとする団体は、入会申込書を提出し、本会正会員団体代表者会議(以下「代表者会議」という)において全正会員団体の承認を得たうえで、当会との加入契約が成立したときをもって会員になったものとみなす。
- (5) 本会に賛助会員として入会しようとする個人または団体は、入会申込書を提出し、正会員団体代表者会議において全正会員団体の承認をもって会員となることができる。
- (6) 本会を退会しようとする会員は退会する6か月前迄に、書面により代表者会議へ申し入れるものとする。なお、退会時の精算については、正会員団体代表者会議と別途協議するものとする。
- **5. 役員** 本会には、以下の役員を置く。役員の任期は2年間とする。ただし、最初の役員の任期は設立の日から2024年3月31日までとする。
- (1) 正会員団体代表者(団体代表者) 正会員団体代表者(以下「団体代表者」という)とは、各正会員団体により当該団体を代表して 代表者会議に出席する者として選出された各1名の者をいう。
- (2) 代表 代表は、代表者会議の互選によって団体代表者の中から選任し、本会を代表する。
- (3) 副代表 副代表は、代表者会議の互選によって団体代表者の中から1名以上を選任する。副代表は代表を 補佐し、代表が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難と判断される場合又は代表が欠員 の場合は、あらかじめ代表が定めた順序により、その職務を代行する。

### (4) 監事

監事は、代表者会議において選任し、本会の会計を監査する。(若干名)

# 6. 正会員団体代表者会

- (1) 代表者会議は、団体代表者が出席し、重要事項を決定する。代表者会議には、アドバイザーおよびオブザーバー(正会員団体役員・事務局員等)の出席を認めることができる。ただし、アドバイザー及びオブザーバーは代表者会議の議決権は有しないものとする。
- (2) 本条(1)項に定める重要事項には、以下の事項を含むものとする。
  - ① 本会の加盟契約、加盟・退会手続に関する事項
  - ② 代表・副代表の互選、監事・アドバイザーの選任
  - ③ パートナーシップ契約(以下「スポンサー契約」という)に関する事項(セールス内容、契約交渉、契約調印、スポンサー収入(以下「協賛金」という。)の分配ルールを含む)なお、毎年3月末に、翌年度の協賛金分配ルールについて協議して決定する。
  - ④ 本会の助成金申請に関する事項
  - ⑤ 業務委託、外部委託契約等の締結に関する事項 なお、本会の業務受託候補者は、該当業務の委託契約選定の際には代表者会議を退席するも のとする。
  - ⑥ 本規約の改定を含む、本会の組織管理に関する事項
  - ⑦ 銀行口座管理、支払決済、予算・決算を含む本会の経理に関する事項
  - ⑧ そのほか、本会の運営に関する事項
- (3) 代表者会議の重要事項の決定及び重要事項の項目追加及び変更は、団体代表者の5分の4の賛成をもって決定するものとする。

### 7. 本会と各正会員団体の理事会との関係に関する事項

- (1) 本会への加盟・退会手続は当該団体の理事会において決定する。
- (2) 本会は、予算・決算および事業計画について、各団体代表者が事前に当該正会員団体の理事会の 承認を得ていることを確認したうえで決定し、当該正会員団体の理事会に事後すみやかに報告 するものとする。
- (3) 本会は、各正会員団体の理事会に対して、代表者会議による支払決済について、都度すみやかに報告する。
- (4) 代表者会議による重要事項の決定については、必要に応じて各正会員団体の理事会等に諮ることができる。
- 8. 会計年度 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。初会計年度は、設立 の日から2024年3月31日までとする。
- 9. 事務局 代表者会議において選任し、協賛金の管理、事務経費等の管理を含む、主たる事業の遂 行に必要な業務を行う。
- 10. **事務所** 本会は事務所を、日本財団パラスポーツサポートセンター・日本パラ射撃連盟内(〒 107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4 階)に置く
- 11. 規約の改廃 この規約の改訂は代表者会議の決議による。

### 附則

- 1. 本会設立時の正会員団体は、次の9団体とする。
  - 特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟(Japanese Para Powerlifting Federation)
  - 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟(Japan Intellectual Disability Table Tennis Federation)
  - 一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟 (Japan Para Archery Federation)
  - 一般社団法人日本障害者カヌー協会(Japan Para Canoe Association)
  - 一般社団法人日本パラフェンシング協会(Japan Para Fencing Association)
  - 特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟(Japan Para Shooting Sport Federation)
  - 一般社団法人日本障がい者乗馬協会 (Japan Riding Association for the Disabled)
  - 一般社団法人日本知的障害者水泳連盟(Japan Swimming Federation for Persons with an Intellectual Impairment)
  - 一般社団法人日本車いすカーリング協会 (Japan Wheelchair Curling Association)
- 2. この規約は、2023年6月14日から施行する。